

地域福祉計画策定の主旨

1. 大山崎町の状況 ～地域福祉計画の推進と見直し～

(1) 大山崎町地域福祉計画の推進

- 本町では、平成 30 年 3 月に「第 2 期大山崎町地域福祉計画」を策定し、「絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち」を基本理念に掲げ、地域のすべての人々が主役となって、つながりをひろげながら、普段の暮らしで幸せが実感できるまちの実現をめざし、地域福祉の推進に取り組んできました。

【大山崎町地域福祉計画の取り組みの体系】

基本理念	絆でむすぶ 笑顔あふれる 福祉のまち
基本目標	基本施策
1 地域福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり	1) 人権意識の向上 2) 福祉教育の推進 3) 地域やまちづくりへの興味・関心の向上
2 地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり	1) 近所・地域デビューの選択肢の拡大 2) 多様な世代での交流の促進 3) 地域の拠点づくりと交流・居場所づくり
3 地域福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成	1) 既存の担い手への支援の充実 2) 新たな担い手の確保・育成
4 地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり	1) 活動団体・組織への支援 2) 活動団体・組織間のネットワークづくりとコーディネート機能の充実
5 包括的な相談支援体制の構築・強化と効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり	1) 包括的な相談支援体制の充実 2) 福祉サービス・制度の提供と質の向上 3) 効果的な情報提供・情報発信の仕組みづくり
6 権利擁護に向けた取り組みの充実	1) 権利擁護のための制度利用の促進 2) 虐待防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実
7 安全で安心して暮らせる環境づくり	1) 住みやすい都市基盤・生活環境の整備 2) 防災・防犯・安全対策の充実

(2) 第2期大山崎町地域福祉計画の見直し

- 「第2期大山崎町地域福祉計画」は平成30年度を初年度とした令和4年度までの5か年計画となっています。計画が策定されてから国では各種法制度が整備・施行されており、また、近年の本町の状況や社会情勢等も変化しています。
- 大山崎町地域福祉計画が令和4年度に終了するため、本町の地域福祉を取り巻く現状・課題や、国、京都府の動向を踏まえ、計画の見直しを行う必要があります。

(3) 地域福祉計画の位置づけ

- 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」となります。

社会福祉法 107 条

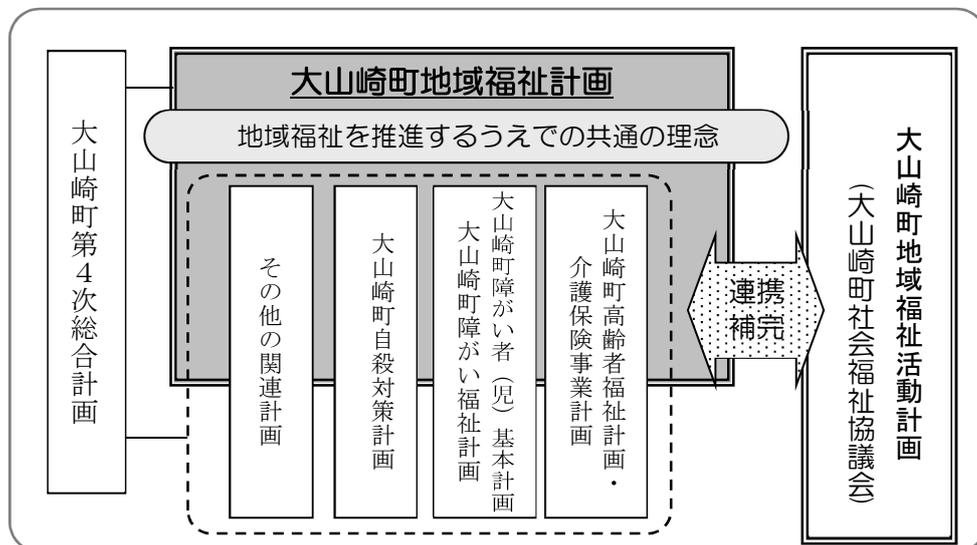
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 大山崎町での地域福祉計画については、本町の上位計画である「大山崎町第4次総合計画」をはじめ、「大山崎町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「大山崎町障がい者（児）基本計画・大山崎町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「大山崎町子ども・子育て支援事業計画」「大山崎町自殺対策計画」などの関連計画と整合を図る必要があります。

また、大山崎町社会福祉協議会が策定される「大山崎町地域福祉活動計画（現在未策定）」との連携を積極的に図る必要があります。

【大山崎町地域福祉計画と各種計画等との関係（令和4年8月時点）】



2. 国の動向

- 地域福祉計画においては、その策定過程にも重要な意義があり、地域住民等の積極的な参画によって地域の課題を様々な観点から可視化することが求められています。また、それらを地域で共有し、新たな取組みの創出につなげていくことで、地域の支え合いの構築、地域活性化の端緒にもなり得ることから、各自治体での積極的な計画の策定、改定が求められています。
- 社会福祉法が一部改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備など、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされました。また、地域福祉計画の策定に関しては、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけることになっています。
- 厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の「最終とりまとめ」（平成29年）においては、総論（今後の方向性）において、「市町村における包括的な支援体制の構築」として、「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能」、「複合課題丸ごと、世帯丸ごと、とりあえず丸ごと受け止める場」、「市町村における包括的な相談支援体制」が挙げられています。

【地域福祉に関連する各制度の改正等について】

法制度	内 容
生活困窮者自立支援法	平成 27 年4月施行。生活困窮者の相談に応じ、個人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐとともに、関係機関とのネットワークづくり及び地域に不足する資源開発に取り組むなど、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人等が連携して課題を解決するしくみづくりが求められる。
介護保険法改正	平成 27 年4月改正。予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的なサービス提供ができるよう、地域支援事業として見直される。生活支援サービスの提供主体としては、介護保険サービス事業者以外にも、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業、共同組合、地域の高齢者などが想定されており、多様な主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が求められる。
障害者総合支援法	平成 26 年4月一部施行。重度訪問介護の重度知的・精神障害者への対象拡大や、地域移行支援の対象が、障害者施設等に入所又は精神科病院に入院している障害者に加えて、保護施設・矯正施設等を退所する障害者にも対象拡大される予定であり、地域住民の理解や住民参加による見守り、支え合い等が求められる。
障害者差別解消法	平成 28 年 4 月施行。国・地方公共団体・民間事業者に障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが求められている。 また、障害者差別解消支援地域協議会（任意）において関係機関等が連携し、いわゆる「制度の狭間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われるよう、障害者の権利擁護等についてきめ細やかな対応が求められている。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 年1月施行。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、生活支援、就労支援等の重層的な支援が求められる。
子ども・子育て関連3法（支援新制度）	平成 27 年4月施行。市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、地域住民による子育て家庭の支援等が求められる。
災害対策基本法改正	平成 26 年4月施行。高齢者、障害者等避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員などの地域の支援者との間で情報共有することを義務づけ。市町村と地域の支援者との協働による、高齢者、障害者等を支援する体制づくりが求められる。
消費者安全法改正	平成 26 年 6 月改正。全国の消費生活センターに寄せられる高齢者からの相談件数は増加しており、消費者被害が深刻化する中、消費生活相談体制の充実を図り、地域の関係機関等による見守りネットワークの構築が求められている。

3. 京都府の動向

第3次京都府地域福祉支援計画（概要）

第1章 はじめに（趣旨）

この計画は、社会福祉法第108条に基づき、府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示すとともに、市町村における地域福祉計画の策定のための指針として策定したところです。この度、現行の計画年度の満了（平成26～30年度）に伴い、現在の社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応するとともに、この間に制定された法令等を踏まえ、平成30年4月に改正された社会福祉法に基づき本計画に新たに盛り込むべき事項に関する取組を推進するため、本計画の改定を行うものです。計画期間は2019（平成31）年度から2023年度とします。

第2章 京都府の地域福祉の現状と課題

府内の人口は、一部の宅地開発が進む地域を除き、少子高齢化により減少傾向が続くと予測されており、地域で支援が必要な高齢者、障害者、こども、生活困窮者等の各分野及びその他の様々な地域課題が存在しています。

○いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年以降、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護認定者のさらなる増加が見込まれています。

○身体障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいであるものの、知的障害者・精神障害者の手帳の所持者数は、それぞれ約2割増加しています。

○児童虐待の相談窓口の周知が図られたこともあり、児童相談所への相談件数は年々増加しています。また、依然としてこどもの相対的貧困は深刻な問題となっています。

○平成27年度から生活困窮者自立支援が始まり各種支援施策が進められてきたところです。一方で、府内の相談受付件数が減少傾向にあり支援が必要な人に届いていないことが憂慮されます。生活保護世帯の中では、高齢者世帯の割合が年々増加しています。

○ひきこもりの人数は、平成29年度の調査によると約1,100人となっており、うち約半数が支援に繋がっていない状況となっています。ひきこもりは地域との繋がりが弱く、孤立しているなど複合的な課題が多く存在します。

○民生委員の充足率は比較的高い水準にあるものの、多忙なイメージなどから、今後の人材確保が難しくなっていくことが予想されます。

全体の現状と課題	高齢化に伴う福祉ニーズの増大だけでなく、こどもの貧困、ひきこもり等地域の様々な課題が山積している中、地域において活動できる担い手の確保と支えられる側も含めた住民と地域の支援者・団体が連携して共に支え合う仕組みづくりが重要
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性

京都府では次の基本理念に基づき地域福祉の取組を推進します。

1 基本理念

年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指します。

2 取組の方向性

住民の一人ひとりが地域の支え手として、主体的に地域課題に向き合うには、身近な地域において互いに相談し合い、支援していく仕組みが必要です。また、こうした地域の課題に核となって関わる人材や関係団体の力を引き出し、地域と連携して取り組んでいけるよう地域力を高めていきます。さらに、福祉制度の狭間の課題など地域の力では解決が難しい課題に対しては、必要な支援に確実に結び付けられるよう地域と専門機関等の連携体制を整えていきます。誰もが安心して暮らしやすいまちとなるよう、移動手段や公共施設などの生活環境を整備するとともに、ともに支え合うやさしい心を醸成し、人にやさしいまちづくりの推進を支援していきます。さらに、災害時に地域の支え合いによって安全に避難し、安心して避難生活を過ごせるよう体制を整えて行くとともに、日常生活を地域の力で早期に復旧できるよう取組を進めていきます。

第4章 府の取組方向（施策の方向）

1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進

- ・地域福祉を推進するための基盤の整備
- ・地域のリーダーとなる人材の配置と育成
- ・地域における包括的な相談・支援体制の構築

2 地域で支え合うための人材

- ・地域を担う人材の連携
- ・地域福祉の推進役の確保
- ・積極的な広報啓発と福祉教育の充実

3 様々な地域福祉課題に対する取組

- ・専門機関との連携による課題の解決
- ・制度の狭間に対する支援
- ・生活を支援する取組

4 人にやさしいまちづくり

- ・施設等の環境整備
- ・ともに支え合うやさしい心のつながりづくり
- ・安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

5 災害にも強い地域福祉

- ・安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり
- ・いち早い日常生活の復旧に向けた支援

第5章 市町村地域福祉計画について（市町村計画ガイドライン）

市町村が作成する「地域福祉計画」の策定を円滑に進めることができるよう、以下の事項を示して市町村地域福祉計画の充実を支援します。

◇地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法において、次の事項を盛り込むことを求められており、これらを記載しなければ同法上の地域福祉計画としては認められないこととなっています。

- （１）地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５）包括的な支援体制の整備に関する事業に関する事項（実施する場合）このうち、特に（５）の「包括的な相談支援体制の整備」については、今後の地域福祉の推進において核をなすものとなります。各市町村において適切な地域（圏域）を設定し、各種制度を最大限に活用して見守りと支援がしっかりと進められるよう計画に盛り込んで推進していくことが望まれます。

また、生活困窮者自立支援方策や災害時要配慮者支援方策についても踏まえた上での計画策定が求められています。

◇地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）

地域福祉計画策定に向け、速やかに地域住民をはじめ、広く意識啓発を行うとともに、作成の過程においては、地域住民を含めた計画策定委員会の議論の活性化等に向けて、より身近な地域で住民が参加しやすいよう分科会やワーキンググループ等を設置し、きめ細かに議論するなど、意見をしっかりと取り入れ進めて行くことが重要です。また、地域特性と地域福祉課題を明確化し、認識を共有するため、地区別懇談会の開催やアンケート、モニター等によるデータの収集を進める必要があります。

◇地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項

地域福祉は、行政のみが行うものではなく、地域住民をはじめ、教育機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、ボランティア等と連携し、学校、公民館、隣保館、社会福祉施設など既存の資源の活用について考慮することが必要です。

◇計画期間及び公表

計画期間は概ね5年とし、中間である3年程度で見直しを行うことが適当です。本計画は、他の福祉分野の各種計画との調和を図り、推進していくための総合計画としての位置づけされるものであり、他の計画の見直し時期を揃えることや一体的に作成することが適当です。また、計画策定後は、速やかに公表し、周知していくことが求められます。